

安心・便利・確実な口座振替・自動払込みで

【お申し込みは金融機関等の窓口で】

①納税通知書又は納付書 ②預金通帳 ③通帳印 を添えてお申し込みください。

☆振替日(払込日)

振替項目	振替開始期 振替日(払込日)	振替項目	振替開始期 振替日(払込日)
市県民税(普通徴収) ※特別徴収は口座 振替できません	全期・1期(6月末日)	後期高齢者医療保険料	1期(7月末日)
	2期(8月末日)		2期(8月末日)
	3期(10月末日)		3期(9月末日)
	4期(1月末日)		4期(10月末日)
固定資産税	全期・1期(5月末日)		5期(11月末日)
	2期(7月末日)		6期(12月末日)
	3期(12月25日)		7期(1月末日)
	4期(2月末日)		8期(2月末日)
軽自動車税	全期(5月末日)	介護保険料	1期(7月25日)
国民健康保険税	1期(7月末日)		2期(8月25日)
	2期(8月末日)		3期(9月25日)
	3期(9月末日)		4期(10月25日)
	4期(10月末日)		5期(11月25日)
	5期(11月末日)		6期(12月25日)
	6期(12月25日)		7期(1月25日)
	7期(1月末日)		8期(2月25日)
	8期(2月末日)	保育所保育料	毎月25日
市営住宅使用料	毎月25日	保育園等給食費	毎月25日
駐車場使用料	毎月25日	児童クラブ利用料	毎月25日
生活保護返還金	各月・年金月		

※振替日(払込日)が金融機関休業日の場合は翌営業日になります。

【ご利用できる金融機関等】

「福井銀行、福井信用金庫、~~福井銀行~~、北陸銀行、北陸労働金庫、福井県農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会 福井支店、北國銀行、越前信用金庫」の本店・支店・出張所・支所及びゆうちょ銀行・郵便局

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込みの規定が適用されます。

※市営住宅使用料、駐車場使用料については、北國銀行、越前信用金庫はご利用できません。

※生活保護返還金については、北國銀行、越前信用金庫、東日本信用漁業協同組合連合会 福井支店はご利用できません。

ペイジー口座振替受付サービスをご利用ください!!

「ペイジー口座振替受付サービス」とは、キャッシュカードがあれば届出印がなくても、本庁・各支所窓口で、口座振替の申し込み手続きができる便利なサービスです。

【受付場所】

坂井市役所 本庁、各支所

【申し込みに必要なもの】

キャッシュカード

※詳しくは、下記お問い合わせ先でお尋ねください。

【お問い合わせ】

振替項目	担当課	電話番号
市県民税(普通徴収)、固定資産税 軽自動車税、国民健康保険税	税務課	0776-50-3024
後期高齢者医療保険料	保険年金課	0776-50-3031
介護保険料	高齢福祉課	0776-50-3040
市営住宅使用料、駐車場使用料	都市計画課	0776-50-3052
保育所保育料、保育園等給食費 児童クラブ利用料	保育課	0776-50-3088
生活保護返還金	福祉総合相談課	0776-50-3163